

## いわき市地域介護・福祉空間整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を推進し、もって利用者の安全及び安心を確保するため、当該高齢者施設等の施設及び設備等の整備に係る補助金の交付に関し、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市が作成する防災・減災等事業計画（平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要項」第2の1の(1)の防災・減災等市町村事業整備計画をいう。）に基づき、事業者が実施する施設等の整備に係る事業（別表に掲げる事業をいう。）とする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、市内において、補助事業の対象施設を運営する事業者とする。

(補助対象費用)

第4条 補助の対象とする費用（以下「補助対象費用」という。）は、別表の区分の欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の対象経費の欄に定める費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表の区分の欄に定める事業の区分に応じ、同表の交付基準単価の欄及び単位の欄に定めるところにより算出した額又は補助対象費用の実支出額のいずれか少ない額に補助率を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 規則第4条第1項第1号の事業計画書は、事業計画書（第1号様式）によるものとする。

2 規則第4条第1項第2号の収支予算書は、収支予算書（第2号様式）によるものとする。

3 規則第4条第1項第4号の規定による書類は、次のとおりとする。

- (1) 当該事業に係る工事等を請け負う事業者等が作成した見積書の写し
- (2) 位置図、平面図、写真等（現況及び改修箇所等が分かるもの）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の条件)

第7条 規則第5条第1項の規定により交付を決定するに当たって付す条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、市が行う契約手続の取扱に準拠しなければならない。
- (2) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約

においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

- (3) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (4) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金の補助金の交付を受けてはならない。
- (5) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合は、市長の承認を受けなければならない。
- (6) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けなければならない。
- (7) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (9) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (10) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (11) 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第3号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。なお、補助対象者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。
- (12) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に

定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(13) 補助対象者が前各号の条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(事業計画の軽微な変更)

第8条 規則第7条第1項の市長が定める軽微な変更は、補助対象費用の2割以内の減額とする。

(交付の請求)

第9条 規則第11条の補助金等交付請求書は、規則第13条の規定による補助金の額の確定の後、市長が別に定める期日までに提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の範囲内において概算払をすることができる。この場合において、補助事業者は、規則第11条の補助金等交付請求書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 契約書(写)

(2) 前金払等の請求書(写)

(3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第10条 規則第12条第1号の収支決算書は、収支決算書(第4号様式)によるものとする。

2 規則第12条第2号の規定による書類は、次のとおりとする。

(1) 図面、写真等(改修後の状況等が分かるもの)

(2) その他市長が必要と認める書類

(財産の処分の制限)

第11条 規則第17条第1項ただし書に規定する市長が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年厚生労働省告示第384号)に定める期間とする。

2 規則第17条第2号及び第3号に規定する市長が定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が30万円以上の機械、器具その他備品とする。

3 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

4 補助事業者は、規則第17条本文の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。この場合において、承認を受けて財産を処分することにより収入があったときは、市長は、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和3年5月1日から実施する。

別表（第2条、第4条、第5条関係）

区分	交付基準単価	単位	補助率		対象経費
			市	事業者	
(1) 既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業					
スプリンクラー整備					
1,000㎡未満の場合	9,710円の範囲内で 市長が認めた額	対象施設ごと 1㎡あたり	10/10	-	防災・減災等事業整備計画に基づき事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
1,000㎡未満の場合であつて、 消火ポンプユニット等を設置する場合	9,710円の範囲内で 市長が認めた額／ 1㎡と2,440千円の範囲内で 市長が認めた額 との合計額	対象施設ごと	10/10	-	
300㎡未満の場合であつて、 自動火災報知設備を整備する場合	1,080千円の範囲内で 市長が認めた額	施設数	10/10	-	
500㎡未満の場合であつて、 消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	325千円の範囲内で 市長が認めた額		10/10	-	
(定員30人以上) ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型） ・有料老人ホーム (定員29人以下) ・軽費老人ホーム（ケアハウス） ・有料老人ホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所					
(2) 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業					
(定員29人以下) ・地域密着型特別介護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス） ・介護老人保健施設 ・介護医療院	15,400千円の範囲内で 市長が認めた額	施設数	10/10	-	
(定員29人以下) ・認知症対応型通所介護事業所 ・認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム） ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所	7,730千円の範囲内で 市長が認めた額		10/10	-	
(3) 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業					
(定員30人以上) ・特別介護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・介護老人ホーム	市長が認めた額	施設数	3/4	1/4	
(4) 高齢者施設等の水害対策強化事業					
(定員30人以上) ・特別介護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・介護老人ホーム	市長が認めた額	施設数	3/4	1/4	
(5) 高齢者施設等の給水設備整備事業					
(定員30人以上) ・特別介護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・介護老人ホーム (定員29人以下) ・地域密着型特別介護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・認知症対応型通所介護事業所 ・認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム） ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所	市長が認めた額	施設数	3/4	1/4	

区分	交付基準単価	単位	補助率		対象経費
			市	事業者	
6) 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業					
<ul style="list-style-type: none"> <li>(定員30人以上)</li> <li>・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（ショートステイ）</li> <li>・上記以外の老人短期入所施設（ショートステイ）</li> <li>・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型）</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・養護老人ホーム</li> <li>・有料老人ホーム</li> <li>・通所介護事業所</li> <li>(定員29人以下)</li> <li>・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（ショートステイ）</li> <li>・上記以外の老人短期入所施設（ショートステイ）</li> <li>・軽費老人ホーム（ケアハウス）</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・有料老人ホーム</li> <li>・地域密着型通所介護事業所</li> <li>・認知症対応型通所介護事業所</li> <li>・認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> </ul>	市長が認めた額	施設数	3/4	1/4	<p>防災・減災等事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
7) 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業					
<ul style="list-style-type: none"> <li>(定員30人以上)</li> <li>・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（ショートステイ）</li> <li>・上記以外の老人短期入所施設（ショートステイ）</li> <li>・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型）</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・養護老人ホーム</li> <li>・有料老人ホーム</li> <li>(定員29人以下)</li> <li>・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（ショートステイ）</li> <li>・上記以外の老人短期入所施設（ショートステイ）</li> <li>・軽費老人ホーム（ケアハウス）</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> </ul>	施設延べ床面積 (市長が必要と認めた 面積) / 1㎡ × 4千円の範囲内で 市長が認めた額	施設数	10/10	-	